

事 務 連 絡
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各都道府県入札契約担当部局担当者 殿
各政令指定都市入札契約担当部局担当者 殿

国土交通省総合政策局建設業課

国土交通省における低入札価格調査基準の一部改正について

平成 2 0 年 3 月 2 8 日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議で決定された「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」3（1）においては、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図ることとされているところです。

このため、国土交通省における低入札価格調査基準を定めた「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」（平成 1 6 年 6 月 1 0 日付け国官会第 3 6 7 号）の一部を改正し、3 月 3 1 日付けで、別添のとおり国土交通省各地方整備局長あてに通知しましたので、お知らせ致します。

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和 6 1 年 6 月 2 6 日採択）については、追って改正を行う予定としております。貴地方公共団体におかれましては、国土交通省の見直しを参考として、各自の低入札価格調査基準について必要な改正を行って頂くようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本趣旨の周知徹底をお願い致します。

国官会第2051号
平成20年3月31日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

殿

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正
について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月
10日付け国官会第367号)の一部を下記のとおり改正することとしたので
遺漏なきよう措置されたい。

記

記2(1)イを次のように改める。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105
を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合
が10分の8.5を越える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たな
い場合にあっては3分の2とする。

直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額

一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係
る工事及び製造その他についての請負契約(予定価格が1,000万円を超え
るものに限る。)の入札から適用する。

低入札価格調査基準価格の見直しについて

低入札価格調査基準価格：

予算決算及び会計令第85条に基づき、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき」の基準

現状

- ・落札率85%以下になると、下請け企業が赤字、または平均点未満の工事となる割合が急増。
- ・予定価格の85%を下回る調査基準価格の直上で応札が集中。



工事の品質に影響するおそれ

見直しの方向

- ・新技術の導入やコスト削減の工夫による効果を反映し、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し。
- ・現場管理費や一般管理費等の諸経費についても、工事実施上最低限必要と考えられる額を計上

調査基準価格の算定方法の見直しについて

- ・予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額。
- ・ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

旧算定方法

直接工事費の額
共通仮設費の額
現場管理費の20%



新しい算定方法

直接工事費の95%
共通仮設費の90%
現場管理費の60%
一般管理費の30%

平成20年4月以降に入札公告
をする工事から適用